

事 務 連 絡

平成 30 年 9 月 28 日

建設業団体の長 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業の労働時間と働き方に関するアンケート調査（厚生労働省委託事業）について（協力依頼）

日頃より国土交通行政にご理解賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 7 月 24 日、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更が閣議決定され、調査研究における重点業種として、自動車運転従事者や教職員等に加え、近年の状況を踏まえ、建設業、メディア業界が追加されたところです。

これを踏まえ、厚生労働省では、建設業における過重労働の防止のための課題等を把握することを目的として、全国の企業（無作為抽出された 4,000 社）及び労働者・一人親方（計約 40,000 人）を対象に、別添 1 に基づき、みずほ情報総研株式会社に委託してアンケート調査を実施することとなりました。

つきましては、本調査の円滑な実施のため、貴団体傘下の建設業者に対し、標記アンケート調査の周知及び回答への協力依頼を行っていただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

◆お問い合わせ先

【厚生労働省】労働基準局総務課過労死等防止対策推進室

企画官 小城 英樹

課長補佐 山崎 琢也

（代 表）：03-5253-1111（内 5586）

（直 通）：03-3595-3103

（F A X）：03-3502-2559

【国土交通省】土地・建設産業局建設業課

政策係長 馬場 耕太

（代 表）：03-5253-8111（内 24757）

（直 通）：03-5253-8277

（F A X）：03-5253-1553

別添

事務連絡
平成30年9月21日

国土交通省 ご担当者 殿

厚生労働省労働基準局総務課
過労死等防止対策推進室

建設業の労働時間と働き方に関するアンケート調査に係る
業界団体への協力依頼について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、我が国では過労死等が多発し大きな社会問題となり、「過労死」という言葉は、我が国のみでなく、国際的にも「karoshi」として知られるようになっております。

そうした中、平成26年11月に「過労死等防止対策推進法」が制定され、同法に基づく対策を進めるとともに、「過労死等防止対策白書」を公表しているところです。

しかしながら、過労死等の発生要因やその実態については必ずしも十分に把握されていないことから、厚生労働省では、労働者の勤務実態や、企業の労務管理、商慣行等の現状を把握し、過労死等の要因である過重労働の防止のための課題等について把握することを目的として、平成27年度よりアンケート調査を実施しています。

本年度は、建設業における過重労働の防止のための課題等を把握することを目的として、全国の企業（無作為抽出された4,000社）及び労働者・一人親方（計約40,000人）を対象に、別添1に基づき、みずほ情報総研株式会社に委託してアンケート調査を実施することとなりました。

つきましては、本調査の円滑な実施のため、建設業に係る業界団体に対し、標記アンケート調査の周知の協力依頼を行っていただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

厚生労働省労働基準局総務課
過労死等防止対策推進室
担当者：近藤 龍志
(代表)：03-5253-1111 (内 5526)
(直 通)：03-3595-3103
(F A X)：03-3502-2559

平成30年度 建設業の労働時間と働き方に関するアンケート調査について

1 目的等

厚生労働省では、労働者の勤務実態や、企業の労務管理、商慣行等の現状を把握し、過労死等の要因である過重労働の防止のための課題等について把握することを目的として、委託事業「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」において、平成27年度よりアンケート調査を実施しているところです。

平成30年度は、過労死等防止対策推進法に基づき策定されている「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、新たに調査研究の対象とされた「建設業」及び「メディア業界」について実施することになりました。

調査については、みずほ情報総研(株)に委託して実施することとし、建設業における過重労働の防止のための課題等を把握するために、全国の企業及び労働者(一人親方を含む)を対象にアンケート調査を実施します。

なお、本調査結果は労働基準監督署による監督指導等に使用するものではありません。

2 調査対象

- (1) 全国の法人(無作為抽出された約4,000社)(企業票)
- (2) 上記(1)の企業で勤務する労働者及び一人親方(計約40,000人)(労働者票、一人親方票)

3 調査時期

平成30年10月中旬から平成30年11月中旬までの間(予定)

4 調査方法

調査対象企業へ調査要領と調査票を郵送し、調査票に回答を記入して返送するものとする。

(企業調査は人事労務担当部門ご担当者に回答をしていただくもの。)

労働者票、一人親方票は調査対象労働者及び取引関係にある一人親方の方に調査票をお渡しいただき、それぞれご本人にご回答いただくもの。)

5 調査結果の活用

調査結果は建設業の勤務環境の改善・向上に向けた対策を検討するための基礎資料として活用するとともに、平成 31 年 4 月以降、厚生労働省ホームページ上でも公表する予定。なお、企業名、回答者名や所属先等を含めた個人情報が外部に特定されることはありません。

6 主な調査項目

(1) 企業票 (別添 2)

- ① 基本情報について
- ② 労働時間、休日・休暇制度等について
- ③ 過重労働の防止に向けた取組について
- ④ 時間外労働、休暇等の実態について
- ⑤ 時間外労働に係る 36 協定等について

(2) 労働者票 (別添 3)

- ① 基本情報について
- ② あなたの働き方について
- ③ あなたの職場環境について
- ④ あなたの生活や心身の健康等について
- ⑤ あなたの労働時間等について
- ⑥ 過重労働・過労死等の防止に向けて

(3) 一人親方票 (別添 4)

- ① 基本情報について
- ② あなたの働き方について
- ③ あなたの生活や心身の健康等について
- ④ あなたの就労時間等について
- ⑤ 過重労働・過労死等の防止に向けて